

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)令和2年度第3四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	ごみ収集車両運行管理システムサービス提供業務委託(長期継続)機能追加	情報処理	Joker Piece(株)	2,024,000円	令和2年11月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
2	令和2年度水素エネルギー都市の構築に向けた戦略等検討業務委託	その他	デロイトトーマツコンサルティング合同会社	4,976,100円	令和2年11月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
3	大気汚染常時監視用大気汚染常時監視測定局(菅北小学校)ほか24か所光回線切替に伴う大気汚染常時監視用ネットワーク機器調整業務委託	情報処理	富士通ネットワークソリューションズ(株)	5,438,400円	令和2年11月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
4	UNEPサステナビリティアクション連携事業業務委託	その他	(公財)地球環境センター	7,999,200円	令和2年11月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
5	環境局管理用地(喜連霊園)測量登記業務委託(概算契約)	その他	公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	3,178,191円	令和2年11月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
6	大阪市霊園管理システム機能追加及びデータ移行業務委託	情報処理	(株)京都イングス	2,211,000円	令和2年11月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
7	令和2年度「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業」動画制作業務委託	その他	(株)博報堂	8,397,400円	令和2年12月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
8	西北環境事業センターほか4か所給湯用温水ボイラ点検業務委託	機械設備等 保守点検	(株)日本サーモエナー	1,254,000円	令和2年12月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

ごみ収集車両運行管理システムサービス提供業務委託（長期継続）機能追加

## 2 契約の相手方

J o k e r P i e c e 株式会社 代表取締役 住田 賢司

## 3 随意契約理由

「ごみ収集車両運行管理システム」は、平成 29 年 6 月に策定された「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン」に引き続き、令和 2 年度に策定された「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン 2.0」（以下、「改革プラン 2.0」）において掲げた柱である「作業の効率化」及び「市民サービスの向上」の実現に向けて、更なる効率化を図ることを目的として運用しているところであり、「改革プラン 2.0」の実現に向けては、運行管理システム（以下、「本システム」）のカスタマイズが不可避である。

今回実施する機能追加に関しては、現在、本システムに搭載している「運転分析」機能と各課で蓄積されている各運転手の安全運転にかかるデータをリンクさせて算出する「運転ランク」機能と、登録した地点を通過した際、一定の確率でドライブレコーダー映像を取得する「地点登録イベント」機能であり、「地点登録イベント」での取得率には「運転ランク」を反映させる。

これらにより「高リスク運転手」の見える化を行うことで、「個人指導」の徹底につなげ、更なる事故削減を図ることができる。

本システムは、当該事業者の持つシステムを本市仕様に数度カスタマイズして現在運用しているものである。当該事業者が本システムの詳細及び特性について熟知しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本業務を履行できる唯一の事業者である。

以上のことから、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、J o k e r P i e c e 株式会社と随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

環境局総務部企画課運営改革担当（電話番号 0 6 - 6 6 3 0 - 3 1 5 6）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和2年度水素エネルギー都市の構築に向けた戦略等検討業務委託

### 2 契約の相手方

デロイトトーマツコンサルティング合同会社

### 3 随意契約理由

本事業は、これまでの水素利活用に係る、過去2年度にわたる各種検討成果や具体的なプロジェクト案を核として、今後の大阪市のエネルギー政策全体の中での水素エネルギーの位置づけやあるべき将来像の整理、そこに至るための中長期的な戦略を検討するとともに、2025大阪・関西万博における効果的なショーケース化など、これまで検討・創出したプロジェクト案を着実に展開するために必要な方策を検討するものである。

平成30年度に公募型プロポーザル、令和元年度随意契約により上記事業者と契約のうえ、「水素エネルギー社会の構築に向けた新規プロジェクト創出事業」委託（以下「委託事業」という。）を実施し複数のプロジェクト案を構築し、早いものはすでに令和2年度に国の予算事業の採択に至り、また、事業者独自の取組として、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）水素製造・利活用ポテンシャル調査（以下「NEDO事業」という。）を受託し、本市は、NEDO事業に協力者として参画し、下水バイオマスを活用した水素利活用策等について検討を進めてきた。

令和2年度は、これまでの検討経過を踏まえ委託事業やNEDO事業により構築してきた具体的なプロジェクト案の想定実現時期や今後の定着、展開のための課題等を整理し、プロジェクト案の拡大に向けた、対応方策、将来像等を検討するとともに、これまで検討・創出したプロジェクト案の成果も活用した、2025大阪・関西万博における効果的なショーケース化等を支援することを予定している。その実施にあたっては、これまでに構築されたプロジェクト案に係る個別企業とのヒアリング等による企業間ネットワークなどの蓄積が必須であり、上記事業者以外には本市の求める事業目的を達成できない。

以上により、上記業者と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当

環境局 環境施策部 環境施策課エネルギー政策グループ  
(電話番号 06-6630-3483)

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

大気汚染常時監視測定局（菅北小学校）ほか 24 か所  
光回線切替に伴う大気汚染常時監視用ネットワーク機器調整業務委託

## 2 契約の相手方

富士通ネットワークソリューションズ株式会社

## 3 随意契約理由

今回調整を実施する大気汚染常時監視用ネットワーク機器は、市内 25 箇所に配置した大気汚染常時監視測定局から大気汚染物質等のデータを環境管理部環境情報システム室に設置の中央処理装置へ伝送する大阪市大気汚染常時監視テレメータシステムにおけるデータ転送を担う機器の一部である。

同システムは富士通株式会社が設計製作したものであり、そのネットワーク機器の調整に関する業務については唯一代理店である富士通ネットワークソリューションズ株式会社がすべて実施している。

今回のネットワーク機器調整業務については、当該システムのプログラムに精通し、適切に機器設定の調整を行うことができる者でなければ履行できない。したがって、責任の一貫性を保ち機器の調整を円滑に実施するためには、上記会社で実施する以外方法がない。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するので、上記業者を契約相手とする。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課環境情報グループ（電話番号 06-6615-7943）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

UNEP サステナビリティアクション連携事業業務委託

### 2 契約の相手方

公益財団法人地球環境センター（GEC）

### 3 随意契約理由

本業務は、国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）が今年度から実施している UNEP サステナビリティアクションと連携し、昨年の G20 サミットで採択された大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを推進するために、①プラスチックごみ削減等に関する先進技術等の調査及び、その技術の海外展開のための戦略検討、②キャンペーン活動案及び広報用動画の作成、③ワーキング・グループ会議の開催を行うものである。

本業務を効果的に遂行するために、①の業務については、国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）が UNEP サステナビリティアクションにより創設するプラットフォームに参加する廃棄物案関連企業が有する知見や技術、ノウハウなどの情報を網羅的に把握したうえで調査を行うとともに、国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）や各企業が有するネットワークも活用しながら、アジア都市等の環境技術等のニーズを把握し、効果的に海外展開を図る手法等について検討する必要がある。②の業務については、UNEP サステナビリティアクションの一環として展開されるキャンペーン活動と最大限の相乗効果が得られるよう役割分担・相互協力を行いながら実施する必要がある。③の業務についても、UNEP サステナビリティアクションの一環として実施されるグローバルダイアログと、メンバー構成や議題等において、すみわけ・連携を図ることで最大限の相乗効果を得られるように取り組む必要がある。こうしたことから、本業務の効果的な遂行のためには、UNEP サステナビリティアクションと一体的に企画・運営していく必要がある。

また、本市が別途業務委託している「国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）連携事業業務委託（長期継続）」において、アジア都市等を対象とした環境技術等のニーズ調査の実施や、UNEP-IETC のもつネットワークを活用した広報活動、国際会議等の開催のための参加者の調整業務等を実施していることから、本業務を効果的に実施していくためには、「国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）連携事業業務委託（長期継続）」と一体的に企画・運営していく必要がある。

公益財団法人地球環境センター（GEC）は、UNEP-IETC が目指す活動への支援を目的とした公益財団法人であり、UNEP サステナビリティアクションのチームメンバーでありかつ運営の一翼を担っている。また、本市の「国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）連携事業業務委託（長期継続）」を受託している団体でもあり、本業務を効果的に遂

行できる唯一の団体である。

以上の理由により、公益財団法人地球環境センターと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号06-6630-3262）

## 随意契約理由書

1 業務名称  
環境局管理用地（喜連霊園）測量登記業務委託（概算契約）

2 契約の相手方  
公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

平野区喜連にある環境局所管地（財産名称：喜連霊園）については、隣地との境界が未確定な部分があること、また、過去に国から譲渡されていた土地との境界確定については隣接地の十数名の同意が必要でこれまで実施できていないなど管理が不十分な状況にある。そのため、隣地との境界確定や更正登記を早期に行い実態に即した登記や分合筆を行う必要があるが、境界確定や更正登記等には公簿等の調査、立会、測量、協議、境界標の設置など多岐にわたる専門知識を必要とするものである。

このような専門職としての国家資格者として認められているのが土地家屋調査士（以下「調査士」という。）であり、単に土地を測量して不動産登記簿に反映するだけでなく、その土地について権利の客体として適格かどうかを、民法、不動産登記法等に照らし、法律的に判断する能力等も必要となってくる。嘱託登記業務では、専門知識を有する者が土地の境界や沿革等を綿密に調査した上でないと正確な業務量の把握すら困難であり、種々の資料調査、現地調査、官民境界等の立会、測量を行い、初めて具体的に処理すべき作業の内容や数量が定まる特殊な業務である。また、業務が予定された登記申請まで至らず、業務が途中で終了することも十分有り得るため、業務の性質上、請負業務ではなく、委任業務相当と考えられるものである。本業務は、法律行為に基づく、高度に専門的な評価・判断を伴うものであり、業務を適正・迅速に遂行するためには、経済性だけではなく、受託者の経験、業務履行実績、知識、能力、技術、社会的信用等を総合的に評価する必要がある。

わが国では、官公署が所管する不動産について嘱託登記が必要な案件が多くあるにも関わらず、過去に作成された地図等の図書に不備が多く、適正・迅速な登記処理が困難な状況にあり、また1件の処理にかかる業務量が膨大であるため、個々の調査士では対応が困難な実情であった。

そのため、昭和60年に土地家屋調査士法の改正により、官公署による不動産の適正かつ迅速な登記に寄与することを目的として公共嘱託登記土地家屋調査士協会が設立されることとなった。

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、その専門的な能力を結合して官公庁等による公共の利益になる事業の不動産表示に関する登記に必要な調査、測量、その登記嘱託の申請等を適正かつ迅速な遂行に寄与する目的で設立され、測量・表示に関する公共嘱託登記の専門的な知識と豊富な経験を有している。また、当該法人は、大阪府下全域の調査士が加入する組織であり、多くの官公庁等の不動産表示に関する登記に必要な土地又は家屋に関する調査、測量、申請手続き等の業務を受託し、確実に履行した実績を有している。尚且つ、本業務に対する適性かつ迅速な対応ができる体制を整えており、本業務の執行に関する経験、技術力、及び組織力を十分に有している唯一の公益法人組織である。

以上の理由により、同法人と随意契約を行うものである。

4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署  
環境局事業部事業管理課（斎場・霊園）（電話番号 06-6630-3135）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市霊園管理システム機能追加及びデータ移行業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社京都イングス

### 3 随意契約理由

本業務は、大阪市設瓜破霊園に設置されている多数の遺骨を合同して埋蔵する合葬室、遺骨を個別に保管する納骨壇及び祭祀のための施設で構成される墓地（以下「合葬式墓地」という。）において、スタンドアロン方式で運用している合葬式墓地の利用者等に関するデータを大阪市霊園管理システム（以下「システム」という。）で一元管理するため、同システムに機能を追加し、データを移行するものである。

システムで一元管理を行うことで、合葬式墓地の利用者等に関するデータの送受信が瞬時に可能となり、迅速性・安全性・確実性が確保され、また、業務の効率化・簡素化を図ることができる。

システムは大阪市設霊園において、霊園の使用者等のデータ管理を主たる目的として、大阪市と大阪市設霊園の指定管理者間で業務に必要な情報等のデータ連携等が瞬時にできるよう株式会社京都イングスが本市仕様に独自に開発したもので、システムの詳細及び特性について熟知しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本業務を履行できる唯一の業者である。

また、作業後の性能、作動状態等について、一貫した責任保証ができるのは当該会社以外にはない。

上記の理由により、株式会社京都イングスと特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

環境局事業部事業管理課（斎場・霊園）（電話番号 06-6630-3135）



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和2年度「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業」動画制作業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 博報堂関西支社

### 3 随意契約理由

動画制作は定型的な業務ではなく、特に企画部分について事業者の提案の余地が大きい  
ため、事業者の力量によって出来栄が大きく左右される業務である。とりわけ、本市が  
目指しているのは、日本の先進的な技術・サービス等を導入する動機付けとなるような訴  
求力のあるプロモーション動画であり、かつ、海外向けという特殊性がある。この点、プ  
ラスチックごみ対策への関心を喚起し、共感や気付きを生み出せるような斬新で柔軟な企  
画力（動画に視線を惹きつけるユニークな演出や印象に残るストーリー展開など）や日々  
変化する海外市場の動向やコミュニケーションチャンネルなどに精通したグローバルなマ  
ーケティングスキルが必要不可欠となる。

事業目的を達成するためには、このような高度で専門的な技術力や知識を有する事業者  
の選定が必要である。

以上の理由により、業務の性質上、価格競争による入札には適さないことから、事業者  
の提案内容・業務手法・実施体制と事業者としての経験・専門性等を審査し、より効果的  
な企画を実施できる事業者の選定が可能となる「プロポーザル方式」を採用することとし、  
本市ホームページにおいて、企画提案を広く募集した。

その結果、3事業者より企画提案を受け、令和2年度「大阪ブルー・オーシャン・ビジ  
ョン推進事業」動画制作業務委託にかかる公募型プロポーザル選定会議において、学識経  
験者等から意見を聴取した結果、上記事業者の適格性が認められたため、地方自治法施行  
令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3262）

## 随意契約理由書

1 案件名称

西北環境事業センターほか4か所 給湯用温水ボイラ点検業務委託

2 契約相手方

(株)日本サーモエナー

3 随意契約理由

当該点検業務の給湯用温水ボイラは、(株)日本サーモエナーが独自の技術により設計・製造したものであり、今回の点検業務については、製造者独自の技術による温水ボイラ構造、使用部品等に加え、メーカー封印箇所部の点検を行う必要があり、温水ボイラの特質を理論的・経験的に十分把握した上で行なう必要がある。

このような条件を満たすためには、当該機器を製造した会社以外では整備技術面での対応が不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性がある。

上記により、点検後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して一貫して責任を持たせることができるのは、製造者である(株)日本サーモエナーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)